

仕様書番号	R 8 — 7 1
作成年月日	令和 8 年 9 月 1 1 日
作成部隊名	武山駐屯地業務隊管理科

武山駐屯地グラウンド照明更新工事

工事名称	武山駐屯地グラウンド照明更新工事		
図面名称	表 紙		
縮 尺	—	図面番号	1 / 6

共 通 仕 様 書

1 総 則

本仕様書は、陸上自衛隊武山駐屯地における諸工事について、共通的な必要事項を規定する。

2 適用範囲

本仕様書は、該当工事に関連する事項のみ適用する。

3 軽微な変更

現場の納まり、取合せ等のための軽微な変更は、官側の指示により行う。この場合、請負金額の増減または工期の延長はしない。また、施工に当たって当然必要と思われる事項は、官側の指示を受け受注者の責任において実施する。

4 工事材料

- (1) 工事材料はすべて新品とし、本仕様書に記載された製品又は同等品以上とする。
- (2) 材料は官側の検査を受け、合格したものを使用する。
- (3) 材料は日本工業規格(JIS)等を標準とし、これらの規格のないものについては官側の指示を受ける。
- (4) 材料置場等は、官側の指示した場所とする。

5 工事工法

本仕様書に記載された工法を基準とし、官側と調整のうえ決定する。

6 施工の検査

工事は、あらかじめ官側の指定した工程に達したときに検査を受け、合格後、次の工程に移る。

7 工事立会

- (1) 工事完成後、外部から目視できなくなる箇所は、官側に立会の有無を確認の上、施工する。
- (2) 仕上げの色合等は、あらかじめ見本を官側へ提出し、承諾を得る。

8 水道、電気料の使用

工事に必要とする電気、水は、受注者側が負担する。

9 後片付け

工事終了に際しては、工事現場の後片付け及び、清掃を実施する。

10 発生材の処置

金属類については、発生材調書とともに監督官の指示を受け指定された場所に、整理のうえ引き渡す。それ以外の物については、関係法令等に従い適切に処理し、マニフェスト(A～E票)を納期内までに監督官に提出する。

11 完了検査

受注者は、本仕様書の工事を完了した場合は、速やかに官側の完了検査を受けるものとする。なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再度検査を受けるものとする。その際、手直しに関する契約工期の延長はしない。

工事名称	武山駐屯地グラウンド照明更新工事		
図面名称	共通仕様書 1		
縮 尺	—	図面番号	2 / 6

12 工事現場の管理

- (1) 工事現場への工事人、その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災、盗難、及びその他事故防止については、受注者の責任でこれを管理する。
- (2) 工事現場は、常に整理整頓及び清掃を行い安全管理に努める。
- (3) 工事現場及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護を施すこと。万一損傷を与えた場合は、請負者の負担において修復する。

13 安全管理

- (1) 工事人は、安全管理に万全を期する。
- (2) 工事場所又はその付近で作業を行うときは、表示又は見張人を置く等、安全確保に努める。
- (3) 現場代理人は、常駐とする。

14 提出書類

受注者は、契約後、速やかに官側の指示する書式に基づき必要書類を提出する。

- (1) 予定工程表
- (2) 工事日誌
- (3) 打合せ簿
- (4) 工事材料搬入報告書
- (5) 発生材調書
- (6) 施工体制台帳
- (7) その他官側が指示したもの

15 工事写真

受注者は、官側の指示に従い、工事材料、工事前・中・後、工事隠ぺいとなる箇所、主要な工事段階の状況及び、その他監督官の指示した箇所の写真（カラーサービス版）1部を工程順に工事写真帳（A4版）に整理し、官側に提出する。なお、工事材料は、搬入の都度、本工事に係る全数量・規格が分かるように撮影すること。

16 疑義

仕様書、設計図書等に明記なき事項又は、その内容において疑義が生じた場合は、当該箇所の工事を一時中断し、官側の指示を受けた後、再開する。

工事名称	武山駐屯地グラウンド照明更新工事		
図面名称	共通仕様書 2		
縮 尺	—	図面番号	3 / 6

特記仕様書

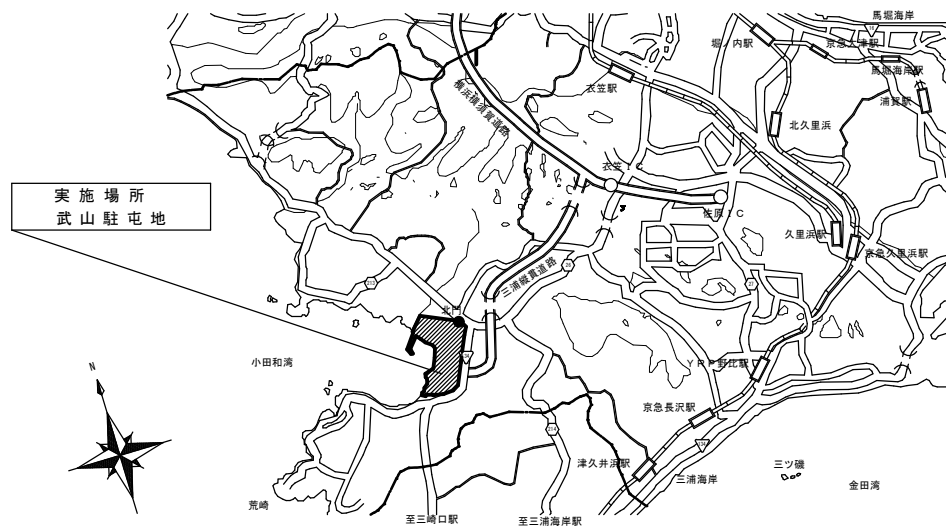
- 1 工事件名 武山駐屯地グラウンド照明更新工事
- 2 工事場所 神奈川県横須賀市御幸浜 1－1 陸上自衛隊武山駐屯地
- 3 工事概要 グラウンド照明撤去・新設 1式
電線撤去・新設 580m
- 4 共通仕様
- (1) 適用基準
- 本工事は、特記仕様及び図面によるほか、以下の基準、その他関係諸法令及び地方条例等に基づき施工する。
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ア 公共建築工事標準仕様書 (建築工事・電気設備編) (最新版)
- イ 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事・電気設備編) (最新版)
- ウ 公共建築設備工事標準図 (建築工事・電気設備編) (最新版)
- (2) 本工事に使用する材料等は、全て新品とし、本仕様書に記載された製品または同等品以上とする。
- 5 特記仕様
- (1) 仮設工事
- ア 本工事の仮設は、養生、整理清掃後片付け、高所作業車等とする。
- イ 養生及び整理清掃後片付けの範囲は、施工場所とする。
- ウ 高所作業車等を使用するときは、敷板を使用すること。
- (2) 電気設備工事
- ア 撤去工事
- (7) 電線 (EM-CE3. 5-3Csq)、1kW用安定器、1kW用投光器、プルボックス撤去
- (4) 撤去品の金属類は官側の指定する場所へ搬入する。その他の撤去材は全て法令に沿って産業廃棄物処分を行い manifests の写しを提出する。
- イ 電気工事
- (7) 新設については、数量・使用材料表による。
- (4) 新設 LED 器具の選定後速やかに、器具一覧表を提出し監督官の承認を得ること。
- (7) 各照明柱の分電盤から新設 LED 照明及び既設電撃殺虫器間の配線を実施する。
- ウ 総合調整
- (7) 配線完了後、電源整備に先立ち電気主任技術者立会のもと絶縁抵抗試験を実施し承諾を得るとともに、その試験成績書を作成し監督官に提出すること。
- (3) その他
- ア 本図面等は参考とし、施工前に現地確認を行い当該工事に必要な材料等は準備すること。
- イ 各作業に際し、必要な資格を保有するものが作業を行うこと。
- ウ 廃材及び発生材については、監督職員と協議し置場等を決定する。
- エ 使用材料については仕様書記載の製品と同等品以上のものとする。
- オ 竣工検査については、工事完了後検査官の検査を受け提出書類の合格をもって工事竣工とする。

(5) 数量・使用材料表

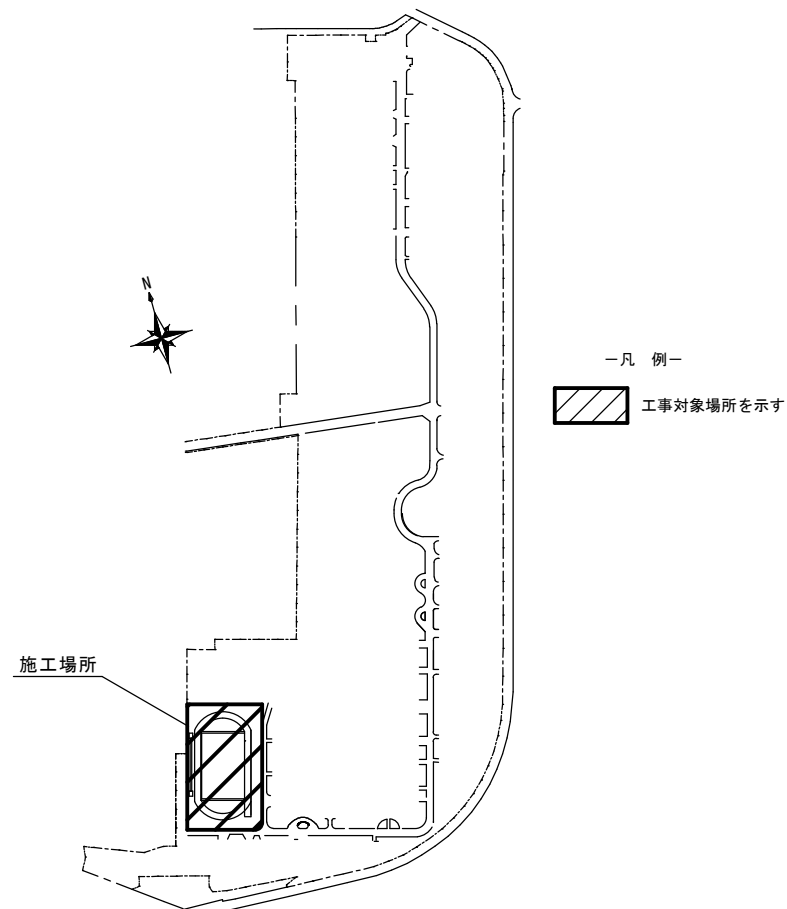
項 目	規格・寸法	数 量
(1) 撤去		
投光器	HT-10051M	64台
安定器	10BHS-2015HW-A-S-J	64台
プルボックス	PB300×100	8個
電線	EM-CE3. 5-3C	560.0m
(2) 電気新設		
投光器	E39601W/NSJ2	58台
	E39601M/NSJ2	6台
プルボックス	PB300×100	8個
電線	EM-CE3. 5-3C	560.0m

※ 上表における数量は設計数量である。
製品は参考とし同等品以上とする。

工事名称	武山駐屯地グラウンド照明更新工事		
図面名称	特記仕様書		
縮 尺	—	図面番号	4 / 6

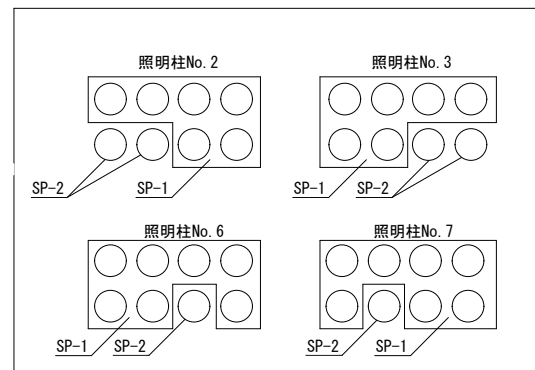
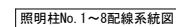
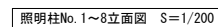
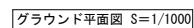


案内図 S = 1 : 50, 000



配置図 S = 1 : 10, 000

工事名称	武山駐屯地グラウンド照明更新工事			
図面名称	駐屯地配置図			
縮尺	図示	図面番号	5 / 6	



※配置は投光器を内側から見た配置とする。

工事名称	武山駐屯地グラウンド照明更新工事		
図面名称	グラウンド平面図・照明柱立面図・照明柱配線系統図		
縮 尺	図 示	図面番号	6 / 6